

受験対策テキスト追加・修正箇所

【テキスト（下巻）】

P. 147～148〔施行令〕

（定義）

第1条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 アセチレン溶接装置（略）

2 ガス集合溶接装置（略）

3 ボイラー 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。

イ ゲージ圧力0.1Mpa以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が0.5㎡以下のもの又は胴の内径が200mm以下で、かつ、その長さが400mm以下のもの

ロ ゲージ圧力0.3Mpa以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が0.0003㎡以下のもの

ハ 伝熱面積が2㎡以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が25mm以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力0.05Mpa以下で、かつ、内径が25mm以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

ニ ゲージ圧力0.1Mpa以下の温水ボイラーで、伝熱面積が4㎡以下のもの

ホ ゲージ圧力1Mpa以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が150mmを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が5㎡以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が200mm以下で、かつ、その内容積が0.02㎡以下のものに限る。）

ヘ 内容積が0.004㎡以下の貫流ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力をMpaで表した数値と内容積を㎡で表した数値との積が0.02以下のもの

4 小型ボイラー ボイラーのうち、次に掲げるボイラーをいう。

イ ゲージ圧力0.1Mpa以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が1㎡以下のもの又は胴の内径が300mm以下で、かつ、その長さが600mm以下のもの

ロ 伝熱面積が3.5㎡以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が25mm以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力0.05Mpa以下で、かつ、内径が25mm以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

ハ ゲージ圧力0.1Mpa以下の温水ボイラーで、伝熱面積が8㎡以下のもの

ニ ゲージ圧力0.2Mpa以下の温水ボイラーで、伝熱面積が2㎡以下のもの

ホ ゲージ圧力1Mpa以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が150mmを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が10㎡以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が300mm以下で、かつ、その内容積が0.07㎡以下のものに限る。）

5 第一種圧力容器 次に掲げる容器（ゲージ圧力0.1Mpa以下で使用する容器で、内容積が0.04㎡以下のもの又は胴の内径が200mm以下で、かつ、その長さが1000mm以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をMpaで表した数値と内容積を㎡で表した数値との積が0.004以下の容器を除く。）をいう。

イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）※ 作業主任者選任は 5㎡超過

ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの ※ 作業主任者選任は 1㎡超過

ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの ※ 作業主任者選任は 1㎡超過

ニ イからハマまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器 ※ 作業主任者選任は 1㎡超過

P.211 : 5. 特別教育

(特別教育を必要とする業務)

則 36 条 法 59 条第 3 項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

[改編:各号について作表]

No.	業務の内容	教育を要する規模等
1	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務	
2	動力により駆動されるプレス機械の金型、シャワーの刃部、プレス機械・シャワーの安全装置・安全囲いの取付け、取外しまた調整の業務	
3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	
4	高圧、特別高圧の充電電路、電路の支持物の敷設、点検、修理、操作の業務、低圧の充電電路の敷設、修理、配電盤室・変電室等区画された場所に設置する低圧のうち充電部分が露出している開閉器の操作	<u>低圧50V以下は、不要</u>